

鶴岡四中の部活動基本方針並びに確認事項

令和8年5月～

1 部活動とは

学校教育の一環として教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後や休日等に行われる課外活動のこと。

2 部活動の目的

心身ともに健全な生徒の育成

3 運営

- (1) 部顧問（校長委嘱）、保護者会、地域指導者（地域クラブと兼務も可）の三者の連携と分担によって運営する。
- (2) 生徒や保護者の身体的・精神的負担、保護者の経済的な負担等を考慮し、鶴岡市教育委員会の指導のもと、鶴岡市校長会が定める部活動ガイドラインに沿って、適切に運営する。
- (3) 授業や学校生活に支障をきたす活動にならない活動とする。

4 加入

任意加入とし、年度当初に登録する（3年間の継続を推奨）

※退部・転部をする場合は、生徒、保護者、顧問、担任は十分に話し合いをし、手続きを踏んで届を出す

5 活動日、活動時間

(1) 授業日

- ・週3回（火・水・金） 17:00まで(R8)
- ・早朝・夜間の部活動はしない。
- ・定期テスト前は部活動停止の期間を設け、より学習に向かう環境を整える。

(2) 休業日

- ・活動は行わない。
- ・中体連主催大会の2週間前からの練習試合に限り、部活動としての活動をしてよい。
- ・文化部の全国大会につながる地区および県以上の大会の3週間前は、当面の間（地域展開の動きが施設管理の関係で遅くなったため）部活動としての活動をしてよい。
- ・その他、地域貢献活動などで校長が許可した場合

(3) 長期休業中

- ・週4日以内、1日3時間程度とする。
- ・休日および閉庁日の活動は行わず、ある程度長期の休養期間を設ける。

6 大会等の参加について

(1) 大会

- ・運動部の休日に開催される中体連主催共催大会への参加は、校長の許可により部活動として参加可能。
- ・文化部の全国大会につながる地区および県以上の大会は、校長の許可により部活動として参加可能。

(2) その他

- ・中体連主催の強化練習会は、管理職と相談の上、参加の可否を決める。
- ・上記以外の練習試合や強化練習会は、部活動としては参加しない（クラブで参加）。

7 保険

「日本スポーツ振興センター」学校管理下でのケガに対応

8 部活動連絡会

(1) 定例開催とねらい

○8月頃、新チーム（2年生主体）の活動開始後に開催

- ・新しい保護者会代表、地域指導者との基本方針・細部確認事項の内容を確認
- ・必要に応じて改善要望等についての話し合い

※R8を最後に4月は開催しない

(2) 参加対象者

- ・管理職、部活動顧問、各部の保護者会代表と地域指導者、新規登録の地域指導者

(3) 臨時の開催

- ・活動の中で重大な問題が発生し、保護者会代表や地域指導者等の意見を聞きながら、理解と協力を求めなければならない場合等

9 地域指導者の委嘱と解除

(1) 委嘱について

- ①部活動顧問と保護者会の推薦を受け、部活動の基本方針等の内容を理解いただいた上で校長が委嘱（管理職面談の実施で新規委嘱）

(2) 解除について

- ① 地域指導者本人から委嘱解除の申し出があった場合
- ② 部活動顧問あるいは保護者会から解除の要請を受けた場合
- ③ 指導の中で重大な問題（生徒への体罰・暴言・セクハラ等）があった場合

10 部活動削減規定

(1) 趣旨

生徒数の減少とそれに伴う教員配置数の減少から、今まで同様の部活動数では充実した活動が難しいこと、顧問を複数名配置しての部活動指導や大会引率が難しいことなどから、生徒数に見合った部活動数に削減していく必要がある状況のため。また、この削減規定は平成29年度からの確認事項を明文化したものである。

(2) 規定

① 団体競技の部活動

- ・対象の部（野球、男子バスケ、女子バスケ）※女子バレーR8 削減

「2年連続で新人戦に単独チームとして出場できない人数になった場合、合同チームとして地区総体への出場は可能だが、その次の年度からは新入部員の募集を停止し、部員の活動終了をもって部活動を削減する」

② 個人競技ではあるが団体戦がある部活動

- ・対象の部（テニス男女、バドミントン男女、卓球男女、陸上、柔道、アーチェリー）

「新人戦時点で2名に満たなかった場合、地区総体への出場は可能だがその次の年度からは新入部員の募集を停止し、部員の活動終了をもって部活動を削減する」

③ 文化部活動

- ・対象の部（吹奏楽部、芸術部）

「3年引退時に部員が2名に満たないときは、次年度の新入部員がなかった場合、その年度の次からは部員の募集を停止し、部員の活動終了をもって部活動を削減する」

(3) その他

- ・顧問派遣の外部活動（水泳、相撲、スキー、体操、新体操）

※2027年から上記の種目は全国大会が廃止される（県、地区については未定）

※スキーは開催地との契約の関係で2029年まで

11 その他

(1) 保護者会について

- ・部活動を支えるための会として、保護者会を設けてもよい。
- ・会計を持つ場合は適正に管理し、クラブ等と混同することなく、独立した会計とする。
- ・保護者会主催での練習等を行わない。激励会や慰労会などの開催は構わないが、顧問の参加は任意とし、生徒が参加する場合は酒席としない。
- ・総会等は基本的には校外で行い、顧問の参加は任意とする。顧問との相談により、校内で行ってもよいが、勤務時間に配慮をお願いしたい。
- ・顧問との連絡は会長等の代表者が行き、保護者会内での連絡体制を整え、全部員の保護者に連絡が届くようにする。

(2) 今後のクラブ等との連携について

- ・地域クラブ等が学校の施設を利用できる場合

※平日の部活動がない時間帯

（月・木：授業終了後、火・水・金：17:00～19:00）

※休日（8:30～13:00、13:00～17:00、17:00～19:00）

R8 体育館 土曜日午前：女子バスケ、日曜日午後：バドミントン、祝 日：顧問と調整

※基本的に使用する曜日を決めての活動とするが、変更等の要望がある場合、顧問を通じて調整する。外の部が体育館を使用する場合も前の月の計画時点で顧問が調整する。雨天などで急に使用する場合がある場合は、事前にできるだけ使用状況を顧問と指導者で確認しておき、空いている場合は適切に活用する。

※体育館を使用した場合は、体育館入り口の使用簿に記入する。

- ・平日の部活動後に活動を行う場合は、生徒のオーバーワークにご留意願いたい。

※参考：鶴岡市立中学校部活動等に関するガイドラインやスポーツ庁のガイドライン

- ・クラブは独立した団体としての活動になるため、学校施設を利用する場合でも、必ず活動責任者（大人）がいる状態で活動する。
- ・生徒及び学校施設の管理（解錠・施錠を含む）については、クラブで責任を持って行う。

（３）今後の地域クラブの留意事項とお願い

- ・地域クラブは他校生や年代の違う人も所属してよい団体となる。（規約を作り、市へ届出る）
- ・学校側からの時間等の制限はなくなるが、今後も生徒の健やかな育成に協力し合える連携をお願いしたい。
- ・クラブ指導者と学校部活動の地域指導者の兼務を推奨し、生徒の心身の健康に配慮した活動と健全な育成に寄与していただく。（教育振興会より謝礼）
- ・生徒の部活動加入並びにクラブ加入はそれぞれ任意であり、保護者の責任と支援の下でそれぞれの活動に参加する。
- ・クラブで学校施設を使用した場合、使用日誌に記入する。
- ・連盟主催の大会参加についてはクラブ判断となるが、生徒の活躍を称賛するため、結果を学校にお知らせ頂きたい。
- ・クラブとして「中体連大会」に参加する場合は、種目ごとの規定を満たし、届け出が必要になる。またその場合、学校部活動としての大会参加はできなくなるため、現状に応じた適切な対応となるよう、慎重に話し合いを重ねていく必要がある。